

歯科衛生士業務従事者届

歯衛

令和6年12月31日現在

氏名		性別		年齢	歳
住所					
歯科衛生士 名簿登録	番号				
	年月日				
業務に従事 する場所	1 保健所、都道府県又は市町村 (ア 保健所 イ 都道府県(アを除く) ウ市町村(アを除く))				
	2 病院				
	3 診療所				
	4 介護保健施設等 (ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院 ウ 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) エ 居宅介護支援事業所 オ その他)				
	5 歯科衛生士学校又は養成所				
	6 事業所				
	7 その他				
	所在地				
	名称				
備考					

- (注意)
- 該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。
 - 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
 - 平成3年6月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。
 - 裏面を参照の上、現に所有している免許証を確認して記入し、就業地を管轄する保健所に令和7年1月15日(水)までに1部提出すること。

記入上の注意事項

1 基本事項

(1) 氏名・年齢

歯科衛生士名簿に登録されている氏名及び年齢(届出を行う年の12月31日現在における満年齢)を正確に記入すること。

(2) 性別

該当する性別を記入すること。

(3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

(4) 登録番号・登録年月日

平成3年6月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

2 業務に従事する場所

(1) 一般事項

① 該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。

② 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

(2) 業務に従事する場所の説明

① 保健所、都道府県、又は市町村

ア 保健所 保健所において業務に従事している者

イ 都道府県 都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

ウ 市町村 市町村の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

② 病院

医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者

③ 診療所

医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者

④ 介護保険施設等

ア 介護老人保健施設 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者

イ 介護医療院 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院において業務に従事している者

ウ 指定介護老人福祉施設 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人保健施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している者

エ 居宅介護支援事業所 介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者

オ その他 アからエ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

⑤ 歯科衛生士学校又は養成所

文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校又は都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所において業務に従事している者

⑥ 事業所

1から5に該当しない事業所又は事務所(会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関その他の事業所又は事務所)において業務に従事している者

⑦ その他

1から6に該当しない場所において業務に従事している者

(3) 所在地・名称

① 所在地 現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

② 名称 現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

就業地	管轄保健所名	住所・電話番号
甲府市	甲府市健康支援センター (甲府市保健所)	〒400-0858 甲府市相生二丁目17-1 電話番号 (055) 242-6180
韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市 昭和町	中北保健所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 電話番号 (0551) 23-3074
山梨市・笛吹市・甲州市	峡東保健所	〒405-0003 山梨市下井尻126-1 電話番号 (0553) 20-2752
市川三郷町・富士川町・早川町 身延町・南部町	峡南保健所	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰻沢771-2 電話番号 (0556) 22-8158
富士吉田市・都留市・大月市・上野原市 道志村・西桂町・忍野村・山中湖村 鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村	富士・東部保健所	〒403-0005 富士吉田市上吉田一丁目2-5 電話番号 (0555) 24-9035